

ローマ条約の二元性とマクロ経済政策の協調（一九五八—六五年）

—— 欧州通貨統合の前史 ——

権 上 康 男

目次

はじめに

第一章 ローマ条約の二元性

一 ローマ条約の二元性と新自由主義

二 欧州統合の理念問題と「フーシェ・プラン」（一九六一—六二年）

第二章 ローマ条約の「不備」とマクロ経済政策の協調

一 ミュラー・アルマック案（一九五九年一月）——短期経済政策委員会の設置

二 欧州委員会「第二段階の行動プログラム」（一九六二年一〇月）

第三章 欧州経済共同体の危機と通貨統合への傾斜（一九六三―六五年）

- 一 イタリアの危機と共通農業政策の発進
- 二 専門委員会の増設と「通貨同盟への前進」
- 三 ローマ条約の二元性と「空席」危機

結び

はじめに

すでに別稿で論じたように、欧州経済共同体（E.E.C.）において、通貨の統合とそれに必要な共同体の域内諸国間におけるマクロ経済政策（以下、とくに必要のないかぎり「経済政策」⁽²⁾と記す）の「協調」⁽³⁾（coordination）が現実の課題として浮上するのは、一九六九年二月のハーグ欧州首脳会議以降のことである。また、それらの実現に向けた取組みが始まるのは、一九七〇年一〇月にルクセンブルグの首相兼財務大臣ピエール・ウェルナーの主宰する作業委員会が「経済・通貨同盟」（union économique et monétaire）の建設を答申し、次いで翌一九七一年二月および三月の会合で欧州閣僚理事会がこの答申の骨格を了承して以降のことである。一方、このような経済共同体内における動きは戦後の国際通貨制度、いわゆる「ブレトンウッズ体制」の危機と連動していた。

しかし実際には、マクロ経済政策の協調も通貨の統合も一九六〇年代の前半という経済共同体の歴史の早い段階からすでに問題になっていた。では、それらはどのような歴史具体的文脈のなかで、またどのようななかたちで問題にさ

れたのか。それらが一九七〇年代とは違って、具体的な取組みにまでいたらなかったのはなぜか。本稿はこれらの問題に歴史研究——すなわち、可能なかぎり根本史料にもとづいて個別具体的な事象の意味を全体史のなかで読み解こうとする歴史研究——の側から接近しようとするものである。

第一章 ローマ条約の二元性

一 ローマ条約の二元性と新自由主義

欧州経済共同体の基本法は一九五七年三月二十五日にフランス、ドイツ、イタリア、ベネルクスの六カ国間で結ばれたローマ条約であるが、それは次のような二元的性格を備えていた点に大きな特徴がある。

この条約は、一方で加盟諸国間における財貨、サーヴィス、資本、および労働力の移動をほぼ全面的に自由化し、他方で第三国にたいして共通の政策を展開することによって、経済共同体の域内に統合された経済圏——条約の用語で言えば「共同市場」(marché commun)——を創出することを謳っている。いうまでもなく、共同市場の建設が進めば国家の自由な政策判断や行動は制限を受けるようになり、やがて経済共同体の諸機関への国家主権の部分的委譲という問題も浮上してくるはずである。ところが条約は、欧州石炭鉄鋼共同体(E.C.S.C.)の設立を定めた一九五一年四月一八日の条約とは違い、加盟諸国の国務大臣から構成される欧州閣僚理事会(Conseil)を最高の決議機関とすることによって、共同体から独立の「超国家機関」を排除していた。つまり、加盟各国の国家主権に抵触するような、制度にかかわる問題——経済共同体内の用語で言う「制度問題」(questions institutionnelles)——には触れていなかったのである。

こうした三元性については、欧州通貨委員会（この経済共同体の機関については後述する）の初代オランダ出身委員でオランダ銀行理事のポストゥーマ（S. Postuma）が、第一次大戦前の「経済統合」——すなわち、経済諸要素の自由な移動を介した諸国民経済の相互浸透——との対比で興味深い考察をこころみている。その内容を敷衍しつつ紹介してみよう。

第一次大戦前においては、経済関係の自由化に関する理解は各国で共通しており、また各国の通貨は国内法によつて金の重量で定義されていた。統合の流れは当時、この二つの歴史的要因に導かれて自然発生的に形成されていた。第二次大戦後になると、経済の自由化と国民通貨の安定にたいする人々の関心は弱まり、社会、経済、金融の諸領域への国家の介入が容認されるようになった。自由な市場経済は絶対視されなくなり、その機能は完全雇用に表示される新しい社会的目標とのかかわりで制約を受けるようになった。それゆえ、統合はもはや、経済諸要素の国際的移動を妨げる制度や政策を排除するだけでは済まなくなった。国民国家の枠内で公権力が独自に行っている介入政策を相互に近づけること、つまり経済政策の「協調」が不可欠な条件になっている。なぜなら、関係諸国間における経済政策の違いを放置したまま経済関係の自由化が進めば、困難な問題が生じるからである。たとえば、A国は社会紛争を避けるために物価や賃金の上昇に寛容な政策をとり、B国は物価や賃金の安定を重視する政策をとっていると仮定しよう。このA、B両国の間で財貨や資本が自由に移動するようになれば、為替相場が固定されているかぎりA国のB国にたいする貿易収支は悪化し、資本もA国からB国に流出する。他の条件に変化がなければ、A国の国際収支は悪化し、やがてA、B両国の為替関係は緊張する。最終的には通貨危機が発生し、大きな経済混乱が生じることになる。⁽⁴⁾

以上のポストゥーマの考察から、ローマ条約（ならびに経済共同体）の歴史的 성격とその本質にかかわる二つの命

題を導くことができる。一つは、ローマ条約が加盟諸国の国家主権に手を触れずに共同市場を建設しようとしたのは、第二次大戦後の国家が介入政策の主体として重要な役割を果たしているからだという命題である。これを最新の経済史研究の成果にもとづいて言い換えれば、ローマ条約がめざす統合とは新自由主義が支配するようになった歴史段階における統合であり、新自由主義を前提にした統合だということになる。ちなみに、この場合の新自由主義とは、市場経済が円滑に機能するうえで国家は重要な役割——なかでも、市場経済がそのなかで機能する枠組み（法制度）を整え、また必要に応じて市場経済に方向づけをあたえるという役割——を果たし得るし、また果たすべきであると説く自由主義の流れである。⁽⁵⁾

いま一つの命題は、介入政策——その方向性や強度——は関係する諸国の経済および社会の構造の違いによつて異なるから、共同市場の建設には加盟諸国間における経済政策の協調が必要不可欠になるというものである。ドイツ出身の初代欧州委員会委員長ハルシュタイン（Hans Halstein）が機会あるごとに「われわれはビジネスを行っているのではない、政治を行つているのである」と述べ、また、経済共同体の公的文書も経済統合が「政治的現象」である⁽⁶⁾ことを力説しているが、ポスチューマの考察を援用すれば、そうした言説の根拠はここにあったということになる。

ところで、経済政策の協調が共同市場の建設を進めるうえで必要なことは、ローマ条約においても、「国際收支」を扱った第三部第二編第二章で確認されている。同章の第一〇四条は「各加盟国は総合收支の均衡を保障し、自国通貨の信認を維持するために、高水準の雇用と物価水準の安定を保障することに注意を払いつつ、必要な経済政策を遂行しなければならぬ」と規定し、つづく第一〇五条は「第一〇四条に示された目標の達成を容易にするために加盟諸国は経済政策の協調を図らなければならない」と規定している。同じく第一〇七条も「各加盟国は為替相場に関する自国の政策を共通の利益にかかわる問題とみなさなければならない」と規定している。

しかしローマ条約には、政策協調を実現するための方法や制度に関する規定は事実上存在しない。わずかに通貨に
関してのみ、第一〇五条で、国際收支の均衡維持のために「加盟諸国間の政策の協調を推進する」という目的から、
「通貨委員会」(Comité monétaire)の設置を定めているだけである。同条によれば、通貨委員会は、決議機関である
欧州閣僚理事会と執行機関である欧州委員会の諮問機関——経済共同体内の用語で言えば「専門委員会」——であり、
加盟国を代表する各二名の委員から構成される。また、その基本任務は、加盟諸国の通貨および金融の動向と国際収
支全般を調査し、欧州閣僚理事会と欧州委員会に報告することにある。各国は通貨委員会に、経済・財務担当省の局
長(ないしはそれと同格の人物)と中央銀行の副総裁(ないしはそれと同格の人物)を委員として送ることになるが、
この高級実務者からなる委員会が、国際收支を監視する必要があるから、通貨と金融に重点をおきつつ加盟諸国の経済動向
に関する情報を収集し分析することになっていたのである。一方、国際收支の均衡維持が困難になった場合の対処法
については、第一〇八条と第一〇九条に「相互支援」と「保護的諸措置」(セーフガード)が登場するが、肝腎の前
者を保障する制度に関する規定はない。

ローマ条約の規定が通商以外の領域について手薄だったことは、当初から経済共同体の当局者たちによって、条約
の「不備」(lacunes)ないしは「不十分さ」(insuffisances)として認識されていた。たとえば、一九五八年六月四日
に開かれた通貨委員会の第一回会合で、欧州閣僚理事会を代表して挨拶したベルギーの外務大臣で同理事会初代議長
のラロック (Victor Larock) は、同委員会の任務について次のように述べている。

こうした「ローマ条約の」規定は、たんに向かうべき方向性を示しているに過ぎません。多分それは、政策の
協調は共同市場から生じる必要に応じて経験的に決められるものだからなのでしょう。……条約の不十分さと言

つても過言でないということは、「通貨委員会が」自らの意思でいつそう自由にやれるだけに、力強い決定への刺激剤になるでしょう。言い換えれば、皆様方の委員会の役割は、条約の文言に忠実に、かつその精神に沿いつつも、条約の条項を超えないわけにはいかないのです。⁽⁸⁾（傍点は引用者）

二 欧州統合の理念問題と「フーシェ・プラン」

前節で引用した挨拶のなかで、ラロックはローマ条約の「不備」を共同市場建設における経験主義と関連づけているが、この説明は必ずしも本質を衝いているとはいえない。というのは、もともと条約の「不備」には十分な政治的理由があり、経験主義で解決できる余地はそれほど大きくなかったとみられるからである。

それは戦後の欧州諸国において、経済政策なかでも物価政策や通貨・信用政策が、経済変動および労働組合運動によつてもたらされる社会の緊張や変動とのかかわりで、機動的かつ柔軟に運用されていたからだけではない。経済政策の協調を実現するための方法や制度をめぐる議論は、すでに述べたように、最終的には国民国家の主権の制限や共同体の諸機関への主権の委譲という政治問題に行き着くからである。ところでこの問題領域では、周知のように欧州石炭鉄鋼共同体が発足する以前から、統合の理念をめぐる緩やかな国家連合をめざす「連合主義」と国家の統合を展望する「連邦主義」との対立があり、各国の世論は多かれ少なかれ分裂していた。国家間においても事情は同じであった。国家間の問題は経済政策の協調や通貨問題の行方にとつても重要な意味をもつので、行論に必要な範囲で経済共同体発足当初の問題状況をみておくことにしよう。

欧州統合の理念をめぐる域内諸国間、なかでもフランスとその他諸国の間の足並みの乱れは、フランスで一九五八年六月に国民的英雄シャルル・ドゴールが政界に復帰し、次いで翌一九五九年一月に第五共和制の初代大統領に就任

してから急速に拡大する。もともと欧州の「統合」に反対だったドゴールは、政権の座に就くや「諸国家の欧州」(Europe des Pays)を唱え、それに即した新しい欧州の枠組みづくりに乗り出したからである。⁽⁹⁾ 実際、フランス政府は一九六〇年から六二年にかけて、「政治的欧州」(Europe politique)、すなわちドゴール自身の言葉で言えば「政治、経済、文化、防衛レヴェルにおける六カ国の実質的な同盟」⁽¹⁰⁾の実現に向けて外交努力を傾注した。ドゴールによれば、「政治的欧州」は首脳会議を含む六カ国の政府間定期協議によって保障される国際組織、すなわち「国家連合」であり、欧州を超大国アメリカ合衆国と対等の地位に引き上げるといふ政治的課題に因應するためのものであった。この計画はそれを検討するために一九六一年二月に設置された六カ国専門委員会の委員長フーシェ(Christian Fouchet)の名をとって「フーシェ・プラン」(Plan Fouchet)と呼ばれたが、それが実現すれば、経済共同体は「政治的欧州」に吸収され、その「技術的機関」⁽¹¹⁾へと地位を押し下げられるはずであった。

フランスは、ドゴールとドイツの首相コンラド・アデナウアーという卓越した二人の政治指導者の相互信頼を梃子に、早い段階でフーシェ・プランにたいするドイツの原則的⁽¹²⁾了解を取り付けることができた。しかしベネルクスとイタリアから同意を得るための交渉は難航した。オランダとベルギーは連邦主義の牙城であつたうえに、両国は大西洋同盟を維持し、かつ統合欧州における仏独のヘゲモニーを弱めるといふ狙いから、イギリスの経済共同体への加盟を望んでいた。「政治的欧州」にはイギリスの参加が想定されていなかっただけに、両国はプランを受け入れようとしなかつたのである。イタリアもまた、戦後に対米英関係を優先する政策をとっていたから、同じくプランには乗りこかつた。結局、フランスはさまざまな妥協をこころみたもののオランダとベルギーの強い反対を押さえ込めなかつた。こうして一九六二年四月一七日の六カ国外相会議における最終調整も不調に終わった。⁽¹²⁾ この日、ベルギーの外務大臣スパーク(Paul-Henri Spaak)が展開した次のような主張から、欧州統合の緊張に満ちた内奥を垣間見ることがで

きる。「計画されている政治同盟に参加する場合に、小国には二種類の異なる安全の仕組みがある。共同体という方式と、(仏独との釣合いをとるための) イギリスという錘である。ところがフランス案はわれわれに両方とも認めようとしな⁽¹³⁾い。……しかし、ベルギーは少なくとも二つのうち一つはぜひとも必要だと考えている」。ベルギーは、フランスが欧州統合を前進させるつもりならイギリスが「欧州経済共同体」に加盟しないことになつてもかまわない、しかし統合そのものを望まないなら「政治的欧州」にイギリスを加える必要があると、フランスに二者択一を迫つたものの、フランスはそれに応じようとしなかつたのである。

フーシェ・プランの登場とその頓挫は、あるべき欧州をめぐる域内諸国間の政治レヴェルにおける思惑の違いを端的に示している。

第二章 ローマ条約の「不備」とマクロ経済政策の協調

欧州諸国の多くは一九五八年一二月に通貨の交換性回復を宣言し、為替の自由化に段階的に踏み出した。次いで一九五九年一月からは、経済共同体加盟六カ国による貿易数量制限の撤廃と関税引上げが組織的に進む。かくてこれ以後、六カ国の経済的相互依存関係は急速に高まり、ローマ条約の「不備」への対応が問題として浮上することになる。

一 ミュラー・ハルマック案(一九五九年一月)——短期経済政策委員会の設置

経済政策の協調を保障するための制度構築の動きは、すでに共同市場発足の前夜からあつた。ドイツによる「欧州短期経済動向局」(Bureau européen de la conjoncture) 創設の提案がそれである。この提案は、フランスが深刻な経済

危機に見舞われ共同市場への参加が危ぶまれていた一九五八年の夏に、ドイツ連邦経済省次官ミュラー・ハルマック (Alfred Müller-Armack) の手で覚書に⁽¹⁴⁾まとめられ、一九五九年一月になって関係諸国に提示された。その骨子は次の四点に整理できる。

- (1) 「高水準の雇用、長期の物価安定、および国際収支の均衡を通じて経済成長を保障する」という目的のもとに、欧州短期経済動向局を創設する。この機関は欧州経済協力機構(OEEC)加盟一七カ国を基礎に組織する。
- (2) 欧州短期経済動向局は、信用政策、予算政策、雇用・賃金政策、通商政策などの経済政策の協調を図ることによって、右の目的を達成する。この任務を遂行するために、この機関は各国の経済政策と経済動向を監視するとともに、問題のある国にたいして勧告を行う。
- (3) 欧州短期経済動向局は、加盟諸国が経済成長で共同歩調がとれるように、景気後退に陥った国にたいして需要喚起を目的とする投資金融用資金の貸出しを行う。そのために、加盟諸国からの出資により二〇億ドルの「安定基金」を創設する。
- (4) 加盟諸国は物価の安定に責任をもたなければならない。

ミュラー・ハルマック案で特筆すべきは、過去二〇年の歴史の厳しい批判のうえに構想されていることである。覚書によれば、各国は一九二九年恐慌以後、雇用の確保という政治的・社会的要請に應えるために市場経済を犠牲にして「^{ドイツ}国家管理」に走り、その結果、慢性的インフレに苦しんできた。しかし、もはやそのようなやり方は許されるべきでない。

一九五八年の今日、欧州における物価の変動が〔国ごとに〕異なっており、それが異なる経済政策の結果であるということや、物価がもつとも高騰した国における物価高騰が完全雇用政策の必然的結果であるなどといったことは、われわれには許しがたい。伝統的な考えのもとで実施された不適切な短期経済政策が、おそらくは現在、⁽¹⁵⁾欧州の諸通貨、各国の財政の安定、および国際協力を脅かしているインフレ的傾向の本質なのである。

要するに、インフレと国家管理にいられた過去を清算し、安定した物価の基礎の上に高い雇用水準の確保と「秩序ある成長」の持続を図るべきである、それには経済政策の国際的協調が必要であり、この協調を保障するために強力な超国家機関をO.E.E.C諸国を基盤にして創設する——これがミュラー・ハアルマック案の核心であった。この案にはケインズ主義の影響もうかがえるが、その根幹にあつたのは、市場経済と社会との調和に配慮し、かつ物価の安定を最優先の課題に据えるドイツの新自由主義、すなわち、新自由主義者であつたミュラー・ハアルマック自身が「社会的市場経済」(Soziale Marktwirtschaft)と命名した新自由主義の流れである。⁽¹⁶⁾ミュラー・ハアルマック案は、ドイツの社会的市場経済をO.E.E.C諸国の共通の政策にすることによって経済政策の国際協調を実現しようとするものだったのである。

フランスでは一九五九年六月に、フランス銀行研究局の三人のエコノミストがミュラー・ハアルマック案について意見を求められている。三人はまず、次のように同案の背景を批判的に分析する。この案はフランスが共同市場に参加できない場合を想定して作成された「代替案」の可能性がある。経済共同体ではなくO.E.E.C諸国を対象にしているのはそのためと考えられる。この案はまた、一方の経済共同体と、他方のイギリスが構想する「自由貿易連合」(Free Trade Association)との連結を可能にするところに特徴があり、六カ国だけからなる経済共同体に批判的な連邦

経済大臣ルートヴィヒ・エアハルトの意向が働いている可能性がある。

しかし、こうしたドイツ側の事情もさることながら、三人がとくに問題視したのは超国家機関、しかも、既存のどの国際機関も手にしていないような強力な権限をもつ超国家機関の創設が謳われている点である。というのは、三人のうちの一人の言葉を借りれば、「欧州経済動向局を創設するということは経済に関する政府固有の権限の部分的放棄を想定するに等しい」⁽¹⁷⁾からである。かくて、三人の意見をもとに作成された研究局の覚書は、研究局としての見解を次のようにまとめている。

やがて紛争^{コンフリクト}が起こるのであろう。なぜなら、もはや国際収支ではなく、物価、労働力、財政および信用の各政策——共通通貨にまでは行かないが——が問題になつていからである。……それゆえ、この案に乗るのであれば、慎重のうえにも慎重を期さなければならぬように思われる。……ドイツ人たちは、市場経済を自由主義的環境のなかに戻すために、個々の政府の自由裁量を大幅に制限する内容の解決法を押しつけようとしている。ここに
あるのは、まさしく、ドイツの古い權威主義^{オトリタリズム}およびライヒの支配への待望の名残と、エアハルトがその擁護者である自由の規範との折衷である。⁽¹⁸⁾ (傍点は引用者)

フランス銀行の研究局はミュラー・ハルマック案に、社会的市場経済の特徴である国家の庇護のもとでの自由な市場経済の実現と保障——いわゆる「かのよう」(als-ob, comme si)の経済——を見てとり、ドイツ主導による経済政策の協調に懸念を表明したのである。そして最後に、研究局はこう覚書を締めくくる——「通貨の交換性回復によつて各国政府にはすでに厳しい責務が発生している。この責務を超国家機関の管理に委ねることに、各国政府が同意

するつもりか⁽¹⁹⁾」。

ミュラー＝アルマック案にたいするO.E.C.諸国の個別の反応は明らかでないが、積極的に対応しようとした国はなかったようである。オランダは経済共同体の歴史を通じてほとんど常にドイツに近い立場に立つことになるが、このオランダも固有の基金をもつ国際機関構想には否定的であった。⁽²⁰⁾

ミュラー＝アルマック案に正面から対応することになったのは欧州委員会である。欧州委員会では一九五九年六月一五日、経済・財政・通貨を担当するフランス出身の副委員長マルジョラン (Robert Marjolin) のもとに六カ国の代表たちが集まり、同案の取扱いを協議している。代表たちは経済政策の協調を図ることの意義は認めるものの、そのために超国家的機関を創設することには否定的であった。ドイツの代表も、一九五九年の上半期にフランスが経済危機を脱したこともあり、⁽²¹⁾超国家機関には固執しなかった。当日の会議記録には検討の結果が次のようにまとめられている。「この機関に各国政府の権限を侵すような権限を認めることは問題にならない。この機関の活動は、経済状況ないしは経済状況に影響をあたえる可能性のある諸措置の分析に限定されるべきであらう。ただし、その場合にも、その関与は基本的な部分や本質的な諸措置にかぎられるべきであり、細部にわたるべきではなからう」。⁽²²⁾

このように超国家機関に否定的な判断を下した六カ国の代表たちは、代わりに控えめな代替案を提案する。欧州委員会には「短期経済動向委員会」(Comité de conjoncture) という名称の作業委員会が設置されており、四半期ごとおよび年次ごとに各国の経済動向の監視にあたっていた。代替案は、この委員会を欧州委員会から独立させるとともに、六カ国の責任ある地位の代表を加えることよって組織を拡大し、かつその権威を高めるといふものである。

それから九ヶ月が経過した一九六〇年三月九日、欧州閣僚理事会が欧州委員会の提案にもとづいて「短期経済政策委員会」(Comité de politique conjonctuelle) の設置を決めた。短期経済政策委員会は欧州委員会と六カ国の代表、そ

それぞれ三名ずつによって組織するものとされ、その任務は加盟諸国の経済政策と経済動向の調査および監視に限定された。この委員会は同年四月に発足するが、各国によって選任された委員は経済・財務担当省の局長級代表二名と中央銀行の局長級代表一名であった。したがって短期経済政策委員会は、構成も任務も通貨委員会と同様の専門委員会であった。O.E.E.C諸国による超国家機関の創設というミューラー・アルマックの壮大な構想は、その姿を大きく変え、経済共同体の一専門委員会として実現することになったのである。

以上のミューラー・アルマック案をめぐる議論で注目されるのは、経済共同体の支柱をなす仏独両国の経済政策をめぐる考え方の違いである。新自由主義的政策理念に忠実なドイツは、各国間における経済政策の協調を安定した物価のうえに実現すべきだとするのになんとして、フランスは経済政策のあり方も国際收支の均衡維持も基本的に個別の国の責任に委ねるべきだとする。仏独両国は一九七〇年代に通貨統合の行程表をめぐる厳しく対立することになるが、この対立の背景にあったのは、ここに見られると同様の経済政策と国際收支にたいする基本姿勢の違いである。

二 欧州委員会「第二段階の行動プログラム」(一九六二年一〇月)

「第二段階の行動プログラム」

ローマ条約によれば、共同市場は一二年をかけて建設されることになっていた。また、完成までの「移行期」はそれぞれ四年ずつの三つの段階に区分され、各段階の終了時に当該段階の評価が行われ、次の段階の目標が設定されることになっていた。第一段階はローマ条約が発効した一九五八年に始まっており、一九六二年からは次の第二段階に入っていた。

欧州委員会は一九六二年一〇月二四日、副委員長のマルジョランのもとで、第二段階の行動計画を「第二段階の期

間中における共同体の行動プログラム⁽²³⁾——以下、「第二段階の行動プログラム」と略称——と題する覚書にまとめ、同月二九日の欧州閣僚理事會に提出した。全一章からなるこの行動計画は、通貨の領域に大きく踏み込んでおり、ローマ条約の「不備」を埋めようとしている点に特徴がある。⁽²⁴⁾その要点を整理してみよう。

すでに紹介したように、ローマ条約(第一〇五条)は、共同市場の建設には域内諸国の国際收支の均衡維持が必要不可欠であり、国際收支の均衡維持には各国間における経済政策の協調が必要である、という考え方にもとづいていた。それから出発して、覚書は次のように議論を展開する。経済政策——ただし、短期経済政策のみでなく中期経済政策をも含む——の協調の必要性は経済統合の進展とともに高まるから、最終段階においては、政策協調を保障する中央政策決定機関の設置が必要となる。この機関の設置によつて経済共同体内には「経済同盟」(union économique)が生まれたことになる。しかし「経済同盟」の建設だけでは十分でない。域内諸国間で為替相場が変動すれば経済取引に混乱が生じ、経済関係の自由化は実質的な意味を失うからである。それゆえ、通貨の領域においても政策の協調を進め、最終的には為替相場を固定し「通貨同盟」(union monétaire)を構築できるようにしなければならない。なお、ここで言う為替相場の固定とは、ブレトンウッズ体制のもとで欧州諸国に認められている一・五パーセントの最大変動幅を廃止するか、あるいは廃止同然の狭い変動幅に縮小するという意味である。

こうした通貨領域におけるプロセスを保障するために、第二段階において「中央銀行総裁理事會」(Conseil des gouverneurs des banques centrales)を設置する。域内諸国の中央銀行総裁たちは、国際決済銀行理事會の開催時にバーゼルで非公式に會合を開いて意見交換を行っているから、中央銀行総裁理事會の設置はこのバーゼルにおける會合を制度化することによつて実現できる。このようにして新設される中央銀行総裁理事會には二つの任務を付与する。一つは、通貨発行および通貨変動の調節に関する各国の協調を図るために、割引歩合の変更、公開市場操作、信用政策

等について事前協議を行うことであり、いま一つは、国際通貨問題への対応について事前協議を行い、この問題で六カ国が共同歩調をとれるようにすることである。そして最後に、「移行期」の第三段階すなわち最終段階において、中央銀行総裁理事会を母体にして「連邦型銀行システムの中央機関」（欧州中央銀行）を創設し、域内諸国間の為替相場を固定する。

ところで、財政支出なかでも財政投資はしばしば通貨の膨張をもたらしインフレの原因になっている。よって「通貨政策」(politique monétaire)⁽²⁵⁾と財政政策との調整が必要となる。覚書によれば、この調整はすでに一九五九年から行われている。財務大臣からなる欧州閣僚理事会と中央銀行総裁たちとの合同の会合が非公式に行われているからである。覚書はこの会合を公式の会合に格上げするとしている。

以上から明らかなように、欧州委員会はローマ条約の規定から論理的に導かれる課題と解決法を段階別に整理し、経済統合の全行程を示して見せたのである。すなわち、第二段階については政策の「協調」を前進させる制度や方法の整備目標を設定し、次の第三段階については、経済政策と通貨政策のそれぞれ中央決定機関を創設する——「経済同盟」および「通貨同盟」の建設——という展望を示すとともに、共同市場は為替相場の固定⇨通貨の完全統合によって最終的に完成するものであることを明確にしたのである。この行程表は、後年のバール・プランおよびウェルナー報告の行程表と大筋で一致している。言い換えれば、欧州通貨統合史上有名な二つの行程表は一九六二年の「第二段階の行動プログラム」に起源があったのである。

なお、共同市場の完成に向けた道筋を詰めようとするれば、ローマ条約に内在する二元性という問題を避けて通るわけにいかない。プログラム作成の責任者マルジョランもそのことは十分に認識していた。彼は一年後の一九六三年一月に行動プログラムの説明文書を作成しているが、そのなかで次のように記している。

通貨に關係する諸決定は國家主權に屬する傳統的な權限の一部をなすものであるということ、そしてまた、この〔通貨〕領域における進展は漸進的なものでしかあり得ないし、經濟統合のより一般的な歩みとの緊密な關係のなかでしか起こり得ないということ、を見失つてはならない。……歐洲經濟共同体委員會は、通貨および財政面での加盟諸國間の緊密な相互依存關係と通貨に關する國家の大權の尊重、という星のもとにある。この委員會からの諸提案は、當然のことながら、經濟統合のプロセスのなかに組み込まれている。つまり、それらは、共同市場それ自体の本義に適つてゐるよう⁽²⁶⁾に見える。

表現は微妙でやや回りくどいが、ローマ條約の二元性は經濟統合の漸進的進展という現實のなかで自然なちで調整され解決される性格のものであり、歐洲委員會にはそうした統合の漸進的進展を保障する責務があるというのである。

フランスの反応と共通農業政策

では、歐洲委員會の覺書は經濟共同体内でのどのように受けとめられたか。

フランスでは、政府の省際委員會が一九六二年一月九日の會合で覺書を取りあげている。この委員會を主宰したのはポンピドゥー首相府の官房長オルトリ (François Ortoli)⁽²⁷⁾である。會合に出席した關係省庁の代表たちの意見はおよそ次のようなものであった。

經濟政策の協調と通貨政策の協調を一段と強化するという提案のうち、經濟政策の協調については賛成できる。理

由は二つある。第一に、フランスは一貫して、「自由な通商は競争条件の調和をとまなわなければならない」と主張してきたからである。つまり、関係省庁の代表たちは、あとでみるドイツの当局者とは違つて、経済政策の向かうべき方向や内容を問うことなく、一般的な意味において政策の協調に賛意を表明したのである。また第二に、経済政策のなかでも中期経済政策の協調は「欧州の計画化 (programmation européenne) への第一歩」を画するものであり、それは、フランスが戦後に進めてきた「計画化」⁽²⁸⁾に他の域内諸国が同調することを意味するからである。

問題は通貨政策の協調である。関係省庁の代表たちによれば、そもそも「統合の努力は必然的に通貨同盟に行き着く」という覚書の考え方は「幻想的である」^(イリユンツワール)。なぜなら、「経験の示すところでは、国内的要請がこの領域で絶大な影響力もっている」からである。つまり、各国の通貨政策は国内事情の規定を強く受けているから、通貨統合という最終目標を設定し、それに向けて政策の協調を強めていくのは現実にあわない、というのである。一方、イギリスが経済共同体への加盟を希望していることも考慮に入れる必要がある⁽²⁹⁾。イギリスには外部からの干渉を嫌う伝統があるから、この国が割引率や為替相場の変動に関する事前協議に応じるとは思われぬ。

以上のような省際委員会の議論をオルトリはこう締めくくっている——「覚書には全体として賛成できる。しかし、覚書の考え方を実施すれば各国の介入手段 (諸部門への支援、地方への支援など) に影響が出る。この影響については慎重に研究する必要がある」。いわば、総論には賛成するが各論には態度を保留するというのである。

このようにオルトリによる総括は箇切れの悪いものだったが、これには農業領域における政策、すなわち「共通農業政策」(politique agricole commune) にたいするフランスの利害が深く関係していた。ローマ条約では農業は通商および経済一般と区別され、別個の領域として扱われていた。そこで、共通農業政策をめぐる問題について簡単に見ておくことにしよう。

一九六〇年代初頭における経済共同体六カ国の食糧品貿易は、全体として域外にたいして輸入超過であった。フランスの可耕地面積と穀物生産は六カ国全体のそれぞれ四七パーセント、四三パーセントを占めていたから、フランスは欧州市場にたいして農産物なかも穀物の潜在的供給能力を有していた。かくて農産物の共同市場はフランスにとつてきわめて魅力のあるものであった。実際、フランスの農業大臣プリムラン (Pierre Pflimlin) はすでに一九五〇年の時点で、石炭鉄鋼共同体と同種の農業共同市場——いわゆる「緑のプール制」(pool vert)——の建設を提唱していた。⁽³⁰⁾ところがローマ条約では、たしかに農産物市場の「共通の組織化」(第四〇条)が謳われてはいたもののその内容は詰められていなかった。このため、フランスで一九五八年にシャルル・ドゴールの強力な政権が誕生したのを契機に、経済共同体における農業問題は新しい展開を見せる。ドゴールと彼の政府が、①ローマ条約における農業に関する規定は通商および工業に比べて不十分であり、フランスの国益が損われている、②経済共同体内におけるフランスの農業利害がドイツの工業利害と対等に位置づけられるように、域外共通関税と農業特惠をもつ農産物の共同市場を実現すべきである、と強く主張し行動を起こしたからである。⁽³¹⁾

こうして経済共同体の発足以降、域内の穀物大国フランスは酪農大国オランダと連携しつつ、他の領域とは異なる目標および原則にもとづく共通政策の構築をめざして域内交渉に取り組んだ。設定された目標および原則とは、域内に共同市場を創設する、ただしこの共同市場は農家所得を保障できるように組織されねばならない、というものである。このフランスの努力は、長期にわたる困難な交渉——いわゆる「農業マラソン」(marathon agricoles)——を経て、一九六二年の初頭に実を結んだ。同年一月一三日から一四日の未明にまで及んだ欧州閣僚理事会の会合で、次の三項目を共通農業政策の柱とすることで合意が成立したのである。(1)農産物価格を下支えする支持価格制度の採用。(2)域内特惠の原則。(3)共同体の介入を財政面から保証する欧州農業指導保証基金 (Fonds européen d'orientation et de

garantie agricoles. PEOGA) の創設。ちなみに、閣僚理事会は同じ日の会合で、「移行期」の第一段階の基本目標が達成されたことを確認し、五〇パーセントの関税引下げが含まれる第二段階へ移行することを決議している。⁽³²⁾ 共通農業政策についての合意が、事実上、第二段階への移行の前提条件となっていたのである。

以上のような共通農業政策をめぐる事実経過に明らかのように、この政策はフランスに多大の利益をもたらす方向で基本的に決着したのである。したがってまた、得られた成果を保全し、さらに共通政策を前進させるために、フランス政府は経済統合に総論レヴェルで前向きな姿勢を示す必要があったのである。⁽³³⁾

ドイツの反応と中央銀行総裁たちの見解

欧州委員会覚書にたいする反応は、域内のいま一つの大国ドイツにおいてもかばしくなかった。この国では一九六二年の一〇月から一月にかけて、連邦経済省、連邦財務省、ドイツ連邦銀行で覚書の検討が行われているが、いづれも反応は積極性に欠けるものであった。なかでも問題になったのは中央銀行総裁理事会の設置と通貨同盟の建設であるが、前者については、この新たな欧州機関で中央銀行間協議が行われるようになればドイツ連邦銀行の独立性が侵される恐れがある、また後者については時期尚早である、というのが当局たちの見解であった。⁽³⁴⁾

言論界の反応も同様であった。言論界については、駐独フランス大使館付の金融顧問が一九六三年二月五日付で、ボンから本国の財務大臣に総括的な報告を行つて⁽³⁵⁾いる。それによれば、経済政策に関する欧州委員会提案はドイツ国内に大きな波紋を生じ、活発な論議を呼んだ。覚書が「計画化」に触れており、それが自由な市場経済を標榜する社会的市場経済に抵触すると受けとられたのである。通貨政策に関する提案の方は、経済政策とは対照的に比較的冷静に受けとめられた。ただし金融顧問は、『Zeitschrift für das gesamte Kreditwesen』誌に掲載されたドイツ連邦銀行理

事エミンガー (Omar Eminget) の論文を、この問題に關するドイツの論調の代表として詳しく紹介している。

金融顧問がエミンガー論文でとくに注目するのは、エミンガーが制度や手続き問題よりも政策の内容を重視している点である。すなわち、信用、予算、資金などの各政策の協調をどの方向で実現するのか——インフレを容認する方向でなのか、安定をめざす方向でなのか、を重視している点である。エミンガーによれば、経済共同体の発足以来、一方の通貨の安定と、他方の、それと両立可能な経済政策の諸目標 (成長、社会進歩など) の双方を重視する方向で各国の考え方は接近してきている。とはいえ、各国間には「依然として温度差がある」。それゆえ金融顧問によれば、制度の整備もさることながら、域内諸国が通貨の安定を守り抜けるか否かが、エミンガーの主要な関心事になっている⁽³⁶⁾という。

通貨の安定をマクロ経済政策の協調の核心に据えるエミンガーの考え方は、先に紹介したミュラー・ハルマックのものと同じしている。またそれは、通貨政策を基本的に各国の内政上の問題とみなし、狭義の経済政策から切り離そうとする、同じく先のフランス側の議論ときわだつた対照をなしている。

マルジョランは、域内諸国の中央銀行総裁たちにたいしても、非公式なかたちで欧州委員会覚書について意見を求めている。通貨政策の協調と中央銀行総裁理事会の設置が「第二段階の行動プログラム」の重要な項目をなしていたからである。総裁たちはバーゼルで会合を開き、一九六二年一月一〇日付で自らの見解を覚書にまとめ、次のように回答している。「欧州委員会と同じく総裁たちもまた、共同体加盟諸国間の通貨協力をさらに前進させるべきだと考える。総裁たちは、通貨政策の協調はローマ条約の精神である各国間の政策協調という全体の一部にならねばならないとする、欧州委員会の意見に賛成する⁽³⁷⁾」。総裁たちは、いわば総論のレヴェルで覚書に賛意を表明したのである。

以上のように、史料で直接確認できる範囲内でも、「第二段階の行動プログラム」には総論レヴェルの反対はみられなかったものの、個別の政策レヴェルでは仏独両国ともに国内に強い異論があった。また、仏独以外の政府の反応も「慎重な」⁽³⁸⁾ものであったといわれる。

第三章 欧州経済共同体の危機と通貨統合への傾斜（一九六三—六五年）

一九五八年一月一日に発足した欧州経済共同体は一九六三年から六四年にかけて最初の試練に直面する。域内諸国がインフレに見舞われ、各国の国際収支にいちじるしい不均衡が生じたのである。一方、ほぼ時を同じくして、前章で確認したように共通農業政策が実施段階に入った。また、この制度の完成度をさらに高めるための取組みも進みつつあった。こうした共同体の内部に生じた新しい問題や変化にともなって、ローマ条約に内在する「不備」が放置できない問題としてあぶり出されることになる。また、それと同時に、経済政策の協調と通貨統合が課題として浮上してくる。

一 イタリアの危機と共通農業政策の発進

経済共同体のすべりだしは順調であった。域内諸国はいずれも高い経済成長を記録しただけでなく、域外にたいして高い競争力を保持していたからである。かくて、表1に明らかによろしく、共同体の経常収支は一九六二年までは大幅な黒字を記録した。まさに「欧州の奇跡」⁽³⁹⁾

表1 欧州経済共同体の経常収支（1958—63年）——年平均額—— 単位：10億ドル

	1958-61	1962	1963
貿易収支 (f.o.b.—f.o.b.)	+ 1.7	+ 0.9	+ 0.1
役務、スランスファー収支	+ 0.9	- 0.1	- 0.1
経常収支残高	+ 2.6	+ 0.8	0

(出所) ABF, 1489200205/206. Quatrième rapport d'activité du Comité monétaire, Bruxelles, 23 mars 1962.

と呼ばれるような状況が生まれていたのである。ところが一九六二年末から局面が大きく変わる。域内諸国の景気が過熱し、それにともなつて労働力不足が深刻化し賃金が高騰したからである。こうしてドイツを除く域内諸国の対域外競争力は弱まる。その結果、域外の工業諸国なかでもアメリカ合衆国からの輸入が急増し、経常収支の悪化が進む。最初にフランスとイタリアで生じたこの変化は、やがてオランダとベルギーにも波及し、一九

表2 欧州経済共同体の貿易額 (1958-63年)

A) 域外貿易

単位: 100万ドル

	1958	1959	1960	1961	1962	1963
1. 輸入(c.i.f.)	16,156	16,222	19,445	20,455	22,353	24,644
2. 輸出(f.o.b.)	15,911	17,051	19,484	20,428	20,636	21,620
3. 貿易収支	- 245	+ 829	+ 39	- 27	-1,717	-3,024
貿易収支内訳:						
ドイツ	+ 939	+1,058	+ 967	+1,147	+ 467	+ 487
フランス	- 397	+ 359	+ 390	+ 225	- 346	- 609
イタリア	- 560	- 359	- 846	- 808	-1,136	-1,810
ベルギー/ルク						
センブルグ	+ 1	- 50	- 196	- 249	- 366	- 522
オランダ	- 226	- 179	- 276	- 342	- 336	- 570

B) 域内貿易

単位: 100万ドル

	1958	1959	1960	1961	1962	1963
1. 輸入(c.i.f.)	6,790	8,091	10,151	11,718	13,416	15,706
2. 輸出(f.o.b.)	6,864	8,176	10,246	11,893	13,562	15,925
3. 他の域内諸国との						
貿易収支内訳:						
ドイツ	+ 510	+ 269	+ 345	+ 599	+ 517	+1,111
フランス	- 92	+ 161	+ 194	+ 318	+ 188	- 35
イタリア	- 79	- 96	- 231	- 232	- 267	- 682
ベルギー/ルク						
センブルグ	- 84	- 97	+ 14	- 46	+ 135	+ 260
オランダ	- 181	- 154	- 227	- 464	- 427	- 435

(出所) ABF, 1489200205/206. Quatrième rapport d'activité du Comité monétaire, Bruxelles, 23 mars 1962.

六三年度の経済共同体の収支は赤字を記録する。

国際的ポジションの変化は国ごとに程度にばらつきがあった。このため域内諸国間、なかでもドイツとその他の諸国の間に著しい不均衡が生じた。ドイツだけは、域内諸国と域外諸国のいずれにたいしても依然として高い競争力を維持していたからである。実際、表2の示すように、ドイツの貿易収支は巨額の黒字を記録しつづけており、この黒字はアメリカ合衆国に代表される域外とイタリア、フランスに代表される域内の双方に由来していた。かくてドイツには大量の短期資本が流入し、この国は「輸入インフレ」に見舞われる。そして一九六四年の春になると、ドイツでも「物価と賃金のスパイラル」⁽⁴⁰⁾が確認される。同じ時期にイタリアとフランスの国際収支赤字の増加が加速するが、増えた赤字の大半はドイツにたいするものであった。

インフレによる経済の混乱は経済共同体全体を覆うものであったが、事態はとりわけイタリアで深刻であった。経済危機が政治危機と重なったからである。ローマ条約第一〇八条によれば、経済共同体は域内の特定国に生じた国際収支の危機にたいして、次のような三つの段階を踏んで対処することになっていた。まず、欧州委員会が経済危機の実態および実施された対策を調査する。次に、調査の結果、必要な政策的措置がすべてとられているにもかかわらず十分な効果が表れていないことが判明した場合に、欧州委員会は通貨委員会に諮ったうえで、欧州閣僚理事会にたいして「相互協力」に入るよう勧告する。相互協力には三つのタイプが想定されていた。すなわち、①域内諸国が協力して他の国際機関（具体的にはGATTおよびIMF）に働きかける、②当該国が貿易数量制限の撤廃を遅らせるか、数量制限を再設定した場合には域内貿易に歪みが生じるが、そうした歪みを是正するための諸措置を講じる、③他の域内諸国からの限定的な信用供与、の三つである。そして最後に、閣僚理事会が相互協力を認めなかった場合、あるいは実施された相互協力や諸措置が効果を生じない場合に、当該国は「保護的諸措置」(セーフガード)をとる

ことができる。

欧州委員会は一九六四年六月に副委員長のマルジョランをローマに派遣し、イタリアの国庫大臣コロombo (Emilio Colombo) と危機への対処法を協議した。しかし、イタリア政府は最終的に「相互協力」よりもアメリカ合衆国と IMF から直接、金融支援を得る道を選んだ。その結果、経済共同体としてのイタリアへの対応は、緊縮財政の維持・強化を勧告するだけにとどまった。イタリアの危機は「その基本的原因が域内にあった」⁽⁴¹⁾にもかかわらず、経済共同体としての実効ある対応策がとられなかったのである。イタリアの危機をめぐる顛末は欧州委員会に大きな衝撃をあたえた。マルジョランは回想録に次のように記している。

一般的に言つて、各国の経済政策の協調を実現できるかどうか、またそうすることの意義についてすら、私が疑念を抱くようになったのは当時のことである。政府というものは自らの利害に導かれて勝手に行動するか、あるいは臆病で行動できないか、のどちらかであつて、後者の場合にはどんな外圧も政府を動かさないであらう。⁽⁴²⁾

ところで同じ時期に、農業の分野では共通政策をさらに前進させるための協議がつづけられていた。この協議ではフランスとドイツが激しく対立したものの、最後にドイツが譲歩することによつて決着をみた。こうして一九六四年一二月の欧州閣僚理事会において、農産物価格に「統一価格」(prix uniques) を適用することと、それを一九六七年七月一日から実施することが決まった。統一価格の制度は共通農業政策の掉尾を飾るものであり、これによつて一九九二年までつづく共通農業政策の全体の枠組みが完成した。この制度により、域内の農産物はドルとリンクした「共通単位」(unit de compte U.C.) で表示されることになった。また、U.C. 建て農産物価格を国内価格に換算する際に国

内価格が為替相場の変動——すなわち、最大一・五パーセントの変動幅内における変動——の影響を受けないように、農産物に固定為替相場が適用されることになり、固定相場からの現実の為替相場の乖離を調整する「通貨調整金」の制度も設けられた。こうして農業は統合のもつとも進んだ部門となり、一九六〇年代および七〇年代における経済共同体の「もつとも野心的な統合のこころみ」⁽⁴³⁾となったのである。

統一価格制度が円滑に機能するには域内諸国の為替関係が安定していなければならぬ。というのは、域内を流通する農産物はUCで表示された統一価格で取引されるために、仮にある国が為替平価を切り下げればその国の農産物価格は自動的に切下げ幅だけ上昇し、消費者物価と農業所得を引き上げることになるからである。統一価格制度の採用は経済共同体内にもったく新しい状況が出現することを意味する。通貨委員会は一九六四年度の年次報告書で、この制度の通貨面における含意を次のように分析している。

統一価格が存在し、それらがUCで表示されることになっていくために、加盟諸国間の為替関係が変更されれば、その変更幅が大きければ大きいほど深刻な経済的影響が生じる。この経済的影響は、UC〔表示〕という形式がとられたために農産物価格が瞬時に自動的に調整されることと、この調整が農業所得と消費者物価にもたらす効果から生じる。したがって通貨委員会は、UCが採用されたことによつて、為替平価の変更が行われれば通貨政策という重要な〔政策〕手段が無効になってしまうのではないかと自問した。委員会はこの点に関して、欧州経済共同体における統合の前進、そしてとりわけ統一価格適用品の増加が、〔為替〕平価の変更をますます困難にし、不可能にしている、⁽⁴⁴⁾ということを確認した。

このように通貨委員会は、U C という通貨表示で農産物の統一価格が決められるようになったことから、為替平価の変更が事実上不可能になったとの認識を示したのである。

同じ年次報告書で、通貨委員会はさらに次のように分析の範囲を広げている。インフレのもとで生じた域内不均衡と共通農業政策の導入によって生れた新しい状況によって、域内の一国もしくは複数の国の経済の変動がただちに経済共同体全体に波及すること、したがってまた各国は共同体全体の経済動向に大きく規定されること、が明白となった。このため、「加盟国の当局には、通貨政策、財政政策および所得政策の自律的実施や為替平価の変更によって自国の経済を操作することが、ますます困難になっている」と。そして、通貨委員会はこう結論する——「かくて、かならずしもその時点では分らないとはいえ、事実上の通貨統合がますます進んでいるのである」⁽⁴⁵⁾（傍点は引用者）と。

ちなみに、通貨委員会の年次報告書は、欧州委員会内におかれた通貨委員会事務局が草案を用意し、その内容を通貨委員会代理者会議が技術的側面から検討を加えたのちに、通貨委員会で審議し、正規の報告書として公表されるものである。通貨委員会とその代理者会議はそれぞれ六カ国の経済・財務担当省および中央銀行の最高級の官僚、専門職員によって構成されていたから、報告書の内容は六カ国の専門技術官僚たちに共通する認識だったということになる。

二 専門委員会の増設と「通貨同盟への前進」

専門委員会の増設

欧州委員会は前節で確認したような新たな現実に対応すべく、一九六三年から「第二段階の行動プログラム」の具

体化に向けて行動を起こす。

一九六三年五月、欧州委員会は「第二段階の行動プログラム」に盛り込まれた提案項目のなかから通貨に関係する次の三項目を抽出し、通貨委員会に諮問した。(1)中央銀行総裁理事会を創設する。(2)通貨委員会の権限を拡大することによって、為替平価の変更、域内国によるIMFからの引出し、域内国による域外国の支援、国際通貨制度改革問題など、国際通貨関係にかかわるすべての問題について同委員会が事前協議を行えるようにする。(3)通貨政策と財政政策との調整の仕組みを整備する。

通貨委員会は同年五月二一―二二日の会合でこれらの諮問事項を審議している。⁽⁴⁶⁾第一項目と第三項目については、オランダ銀行理事ポスチューマの提起した問題を軸に審議が行われた。それは、ある国で生じた中央銀行と政府の対立が(新設される)中央銀行総裁理事会と(経済・財務)閣僚理事会という共同体の二つの機関に持ち込まれることになり、厄介なことになりはしまいか、というものである。これにたいする委員会の多数意見は、形式主義に陥らなにかぎり心配はないというものであった。たとえば、通貨委員会副委員長でフランス銀行主席副総裁のカルヴェ(Pierre Calvet)は、「実際には中央銀行はみな政府の政策にしたがわざるを得ないので、この問題は実質的というよりは表面的なものと考える」と言う。同委員会委員長でオランダ財務省国库局長のレネップ(E. van Lennep)はカルヴェに同調し、それゆえ「理事會」という名称は「諮問機関」であるにもかかわらず「執行機関」であるかの印象をあたえるので適切でない」と述べる。名称についてのレネップの発言には、いま一人の副委員長でドイツ連邦銀行理事のエミンガーが賛意を表明している。

委員の間でとくに論議を呼んだのは第二項目である。通貨委員会による国際通貨問題の事前協議については、問題が二つあった。一つは、通貨政策に関する決定には迅速さが求められるが、こうした特性をもつ通貨政策が事前協議

に馴染むであろうか、というものである。この問題については、欧州委員会の原案に「可能な範囲で」という文言があるので迅速な政策決定が妨げられることはない、というエミンガーの示した解釈で委員たちの合意が成立した。いま一つの問題は国家の権限に関係している。なかでも委員たちの関心を集めたのは為替平価の変更に關する事前協議である。この問題については、最初にベルギー国立銀行理事のストリッケル (C. de Stricker) が、それは「本質的に国内問題」であり、「この問題にかかわる権限を通貨委員会に公式に付与するのはかなり危険である」と断じた。しかし、つづいて発言したレネップ、カルヴェ、エミンガー、それにフランス財務省国際金融局長の代理で出席した国際金融局長エステヴァ (Pierre Esteva) の意見は、いずれも、欧州委員会提案はローマ条約に規定のない新たな権限を通貨委員会に付与するものではなく、「通貨委員会は加盟諸国の行動を場合によって研究できる」(傍点は引用者) という具合に解釈すればよいものであった。要するに、事前協議は国家主権と抵触しない範囲のものにかざればよいし、またそのようなものでしかあり得ない、というのが委員会の多数意見であった。

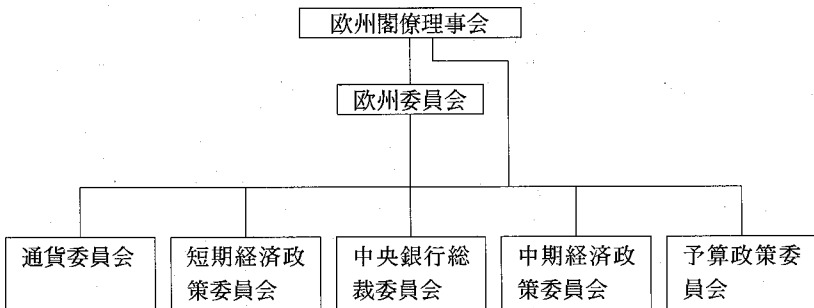
以上のような通貨委員会における審議内容は、委員たちが欧州委員会提案のいずれの項目についても柔軟に解釈し運用できるものと理解し、そのかぎりです承したことを物語っている。中央銀行総裁理事会の設置に慎重だったはずのドイツの代表エミンガーが賛成に回ることができたのも、こうした理解によるものであった。

その後、前述したように、一方でインフレの昂進によつて経済共同体内で不均衡が拡大し、また他方で、農業領域において統一価格制度の導入に向けた六カ国協議が進展する。そうしたなかで、欧州委員会はマクロ経済政策の協調を図るための制度整備に向けて、いつそう積極的な行動に出る。「中央銀行総裁理事會」から「中央銀行総裁委員會」(Comité des gouverneurs des banques centrales) へと名称変更された通貨問題を扱う専門機関のほかに、中期経済政策を扱う専門機関と財政政策を扱う専門機関の二つの機関を設置すべく、城内諸国に働きかけたのである。

欧州委員会の目論みは一九六四年四月一三日になって成就する。欧州閣僚理事会はこの日の会合で、中央銀行総裁委員会と予算政策委員会 (Comité de politique budgétaire) の設置を決議するとともに、通貨委員会にたいして国際通貨問題に関する事前協議を行う権能を認めた。同じく当日発表された閣僚理事会声明で、六カ国は為替平価を変更する場合には事前協議を行うことを約束した。⁽⁴⁷⁾ 次いで翌一九六五年に、閣僚理事会は中期経済政策委員会 (Comité de politique à moyen terme) の設置も決議した。

一九六四年から六五年にかけて新設されたこれら三つの委員会は、いずれも通貨委員会と同様の高級実務者を集めた共同体の諮問機関である。その基本任務はマクロ経済政策の協調を図ることにあり、そのために国別に総括的な調査を実施し、その結果を検討し、必要に応じて勧告案を作成するものとされた。一方、五つに増えた専門委員会間の調整は、通貨委員会の委員長が他の委員会に陪席することによって保障されることになった。通貨委員会の長がこうした役割を担うことになったのは、いうまでもなくこの委員会がローマ条約に謳われた唯一の諮問機関であったからであり、また、それが各国の経済・財務当局と中央銀行の双方の最高級の代表から構成される最強の専門委員会だったからである。ともあれ、こうしてマクロ経済政策の調整のための、いわば「政府に似た組織」⁽⁴⁸⁾が誕生したのである。

図1 欧州経済共同体組織図 (1964年)



(図1を参照)。

「通貨同盟への前進」

一九六四年の秋には、マルジョランが回想録で告白していたような懐疑とは裏腹に、欧州委員会は通貨統合に向けた行程表の準備に着手している。欧州委員会はまず、欧州委員会経済金融総局の部長ボワイエドゥラジロデー(F. Boyer de la Giroday)に覚書の作成を付託した。この覚書は一月初めに完成するが、そのなかでボワイエドゥラジロデーは、共同市場は通貨の完全統合によって最終的に完成するものであるとしたうえで、考えられる通貨統合の方式を検討し、域内諸国間の「事前協議」を段階的に強化していくことによって実現するのが現実的であると結論づけている。⁽⁴⁹⁾

一九六四年一月三日にはマルジョランが自ら通貨委員会に出席し、「通貨同盟に向けて実施可能な前進」について各国代表の意見を聴取している。⁽⁵⁰⁾ マルジョランは会議の冒頭で、欧州委員会がこの課題に取り組むにいたった理由を二つあげている。一つは、「欧州委員会の役割は各国経済の統合を準備することにあるが、通貨問題は経済統合にとってきわめて重要である」からであり、いま一つは、「すでに共同市場〔の建設〕が為替平価の変更によってその存在が脅かされる段階にまで進んでいる」からである。一方、通貨委員会委員長のレネップは、審議に先立って、通貨同盟をめぐる論点として次のような一連の項目をあげている。ローマ条約第一〇八条に規定された「相互協力」の具体化、各国間における国際収支格差の段階的解消、国際通貨制度における経済共同体の役割、欧州準備金の創設、経済政策の「調和」を推進するための諸手段の集中(予算政策、所得政策、通貨政策における「基準」^{ノルム}の設定)。

つづく審議ではドイツ連邦経済省の局長ゴット (Rolf Goehel) が口火を切った。ゴットによれば、依然として域内諸国間には国際収支の不均衡があり、それが商品、人、資本の移動の妨げとなっている。この原因は中央銀行間で政策協調が行われていないことにある。したがって問題は中央銀行間の政策協調ということになる。この点についてゴットは、アメリカ合衆国の連邦準備制度理事会をモデルに欧州中央銀行制度を創り、この制度を介して、「すべての中央銀行の流動性創出政策を対外支払いの均衡という絶対的要請にしたがわせる」ことによって、一挙に実現できると言う。つまり、「通貨同盟という目標は予算政策や所得政策を事前に調和させることなく達成できる」と言うのである。

しかし、ゴットの主張に同調する委員はいなかった。レネップは、通貨同盟は国際収支の不均衡をなくすだけでは実現できないと言う。なぜなら、「完全雇用のような経済政策の目標のいくつかを見誤るならば、対外支払いにおける構造的赤字を招くことになる」からである。レネップはなかでも「成長や所得の問題を無視することはできない」と主張する。フランス財務省国際金融局長のラットル (André de Lattre) もまた、通貨同盟は一挙に実現できるものではなく、「相互協力」や経済政策の協調、租税制度や租税政策の調和が前提になければならないと言う。ベルギー国立銀行副総裁のヴォージェル (F. De Voghel) の発言はいっそう直截でかつ厳しかった。彼は、「通貨政策は全能ではない、それは政府の経済政策全般のなかに位置づけられねばならない、中央銀行は中央権力から全面的に独立しているものでは決してない」と述べ、「ゴットの見方は間違っている」と決めつけた。

ドイツ出身のエミンガーも、「国際収支の困難や物価・景気問題を解決するには、通貨政策についてわずかな決まりをつくるだけでは十分でない」と述べ、自国の経済省局長を批判する。エミンガーの発言で注目されるのは、それが共通農業政策にも及んでいることである。彼は言う——「共通農業政策の為替政策への影響は慎重に衡量する必要

がある。なぜなら、加盟諸国は前提的諸条件が満たされなかり通貨同盟に移行できないからである。たとえば、「(国ごとに)生産費がばらばらに変化していくならば、重大な歪が生じるであろう」。制度もさることながら経済および経済政策の実態を重視すべきだとするこの発言には、明らかに、共通農業政策の枠組みが完成したことを理由に通貨同盟の実現を急こうとする欧州委員会を牽制する狙いがあつたとみられる。

マルジョランが委員たちの発言に個別に反応することはなかった。しかし、通貨同盟の早期実現に慎重な多数意見を前にして、彼が、「事前協議」を段階的に強めていくことよって通貨同盟を建設するという先のボワイエドゥハラジロテー提案を、事実上唯一の現実的解決法であると判断したことは容易に想像できる。

三 ローマ条約の二元性と「空席」危機

以上のように一九六三—六四年には、共同市場の建設と共通農業政策の枠組みづくりの進展のなかから生まれた「事実上の通貨統合」を、制度面から保障しようとする動きが欧州委員会内で活発化していた。とはいえ現状は、共同市場を建設するが国家主権には手を触れないというローマ条約の二元性を自然なかたちで調整し解決できるような段階からは、程遠いものであつた。このことは、前節の通貨委員会の審議内容からみても明らかである。

しかし、二元性の問題はほどなく劇的なかたちで歴史の表舞台に現れる。その契機となつたのは、欧州委員会が一九六五年三月三〇日付で六カ国の政府に示した共通農業政策の財務問題に関する提案である。その骨子は次のようなものであつた。FOGAによる支出が輸入農産物からの課徴金収入で賄えない場合には不足分を欧州委員会が負担し、その財源に工業製品にたいする域外共通関税収入を充てる。このスキームとの関連で、域内関税の全廃と域外共通関税の設定を、穀物統一価格制度が実施される一九六七年七月一日に繰り上げて実施する。一方、こうした一連の措置

によつて欧州委員会は年々約一二〇億フランの資金を管理することになるが、この「紛れのない欧州予算」⁽⁵¹⁾の審議は欧州議会が行なう。

フランスのドゴール政権は、この欧州委員会案によつて事実上の「連邦予算」が生まれ、欧州委員会と欧州議会が超国家的な性格を備えるようになることに危機感をつのらせた。このため、課徴金収入が不足する場合には六カ国が財政拠出金を増やすことで対処するという対案を用意し、欧州委員会案に対抗しようとした。しかし、欧州委員会案は欧州閣僚理事会で決められた諸原則にもとづいて作成されていただけに、他の域内諸国なかでも連邦主義を標榜するオランダおよびイタリアの同意を得ることは難しかった。一九六五年六月一四—一六日と二八—三〇日の二度、欧州閣僚理事会でこの問題が協議されたが、いずれも不調に終わった。この結果フランスは、同年八月から欧州閣僚理事会を初めとするすべての欧州共同体の諸機関から自国の代表を引き上げた。いわゆる「空席」政策 (politique de la «chaise vide») を実施したのである。⁽⁵²⁾

ドゴール政権が強硬策に出た背景としては二つの事実が注目される。一つは、一九六四年一二月に共通農業政策の枠組みが完成し、フランスの所期の目的が達成されたことである。これによつて、欧州統合に否定的なドゴール政権が統合のさらなる前進に関与しつづける理由は基本的に消滅したと考えられる。いま一つは、農業領域に完成度の高い共同市場が誕生することになったことから、経済政策の協調よりも欧州共同体の諸機関の機能と権限の強化——すなわち「制度問題」——を優先しようとする動きが、「連邦主義」を政治信条とする欧州委員会委員長ハルシュタイン⁽⁵³⁾とその周辺で加速していったことである。これら二つの事実は、共通農業政策の枠組みの完成を契機に、フランスと欧州委員会の間⁽⁵⁴⁾に決定的な亀裂が生じたことを意味する。つまり、「空席」危機とは、ローマ条約に伏在していた二重性が抜き差しならない問題として表面化したものだったと言うことができる。

このあと、一九六五年の秋から「空席」危機の收拾に向けた協議が六カ国間で始まった。そして一九六六年一月、ルクセンブルグで開催された欧州閣僚理事会において妥協が成立した。この「ルクセンブルグの妥協」(compromis de Luxembourg)によって、欧州閣僚理事会の決議に全会一致性が導入された。フランスは、曖昧な部分の多かった経済共同体内における各国の主権について、その絶対性を認めさせることに成功したのである。この結果、欧州委員会が「移行期」の第三段階の最終目標と位置づけた通貨同盟の建設は完全に宙に浮くことになった。後年、すなわち一九六九年一二月のハーグ欧州首脳会議の前夜に、ドゴールの側近でドゴール派の有力な政治指導者ドゥブレ(Michel Debré)は、ポンピドゥー大統領府に宛てた肉筆の私信に次のように記している。

一九六五年の危機のあと、わが国がルクセンブルグで受け入れさせた決定のおかげで、「経済共同体加盟」国は、最終段階への移行は「国家の重要な利益を」損なうものであると見ることができるようになりましたし、また「ローマ」条約を額面どおり実施する必要もなくなりました。「ドゴール」将軍が……そうした考えを支持することがなかっただけに、それは排斥すべき仮定の話 (une hypothèse) なのです。それは外国でも理解されていることだと私は思います。⁽⁵⁵⁾

要するに、フランスにとつても他の域内諸国にとつても、「移行期」の第三段階は「仮定の話」になった、したがってまた通貨同盟も「仮定の話」になったと理解してよいのである。これは正鶴を射た説明と言える。専門委員会の代表ともいうべき通貨委員会についてみれば、一九六五年から六九年にいたるまで、この委員会がマクロ経済政策の協調や「相互協力」に正面から取り組むことはなかった。同委員会の実質的な仕事は、域内諸国の経済動向の

評価・診断と国際通貨制度改革をめぐる協議に事実上限定されていた。フランスの国庫局長で通貨委員会の委員でもあるラール (René Laro) は、財務大臣ヴァレリー・ジスカールデスタンに宛てた一九六九年一月二〇日付の覚書に、通貨委員会の活動について次のように記している。

一九六八年の末まで、具体的な成果はゼロとは言わないまでも極端に限定されていた。通貨委員会は、たしかに「[各国経済の] 相互診断および情報交換の次元では有用な役割を果たした。しかしこの委員会による検討作業は、通貨に関する加盟諸国の義務の強化について、きわめて限定された二つの領域についてしか、積極的に道筋をつけることをしなかった。それは、加盟国が平価を変更する際の事前協議に関する規則の整備と、域外諸国との通貨関係に関する共同市場諸国間の連携強化に関する手続きの明確化である。⁽⁵⁶⁾

結び

ローマ条約は共同市場の建設を目標に掲げるとともに、この目標実現のために、欧州経済共同体の域内諸国が国際収支の均衡を維持しマクロ経済政策の協調を図る必要のあることを謳っていた。経済政策の協調を図り経済統合を前進させようとするれば、あるいはまたそうした流れを確かなものにしようとするれば、域内諸国の国家主権を経済共同体の諸機関に部分的に委譲するという問題が浮上してくるはずである。しかし条約には、こうした制度にかかわる規定がなかった。したがってローマ条約は、共同市場の建設を目標に掲げマクロ経済政策の協調を謳っているものの、域内諸国の主権には手を触れないという二元的性格を備えていたのである。

このようなローマ条約の仕組みに注目するならば、共同市場の建設とは条約の三元性を現実のなかで不断に克服する過程だったということになる。経済共同体の文書が「経済統合は本質的に政治的現象である」と記していたのは、まさにそのことだったのである。専門委員会が増設されマクロ経済政策の協調に向けた制度が整った一九六五年に「空席」危機が発生し、その結果、欧州委員会が「第二段階の行動プログラム」で想定した通貨の完全統合への道は閉ざされることになった。この事実、経済共同体がこの時点で三元性の克服に失敗したことを意味している。経済統合が「本質的に政治的現象」であることを考えれば、失敗の原因は、危機の引金を引いた域内の大国フランスとそれを事実上容認したいま一つの大国ドイツに、経済統合をより高次の段階に引き上げるための政治的動議づけが不足していたことにあるということになる。一方、危機を誘発したのが欧州委員会だったことに着目すれば、失敗の原因は、共同市場の実現には経済政策の協調や経済諸制度の調和の進展が必要不可欠であり、それゆえ長期を要するものであることを、欧州委員会の中枢部が軽視した(58)ことにあるということになる。

経済統合を再発進させようとする動きがフランスとドイツに生まれるのは一九六〇年代の末である。そうした政治的行動を動機づけた歴史的要因としてとくに重要なのは次の二つである。一つは、「デタント」という国際政治の枠組みのなかでドイツのワイリー・ブランド政権が着手した「新東方政策」(Neue Ostpolitik)である。この政策の核心に位置するソ連との交渉を有利に進めるために、ドイツは欧州諸国との結合関係の強化を迫られる。その結果、ドイツは経済統合にたいするそれまでの腰の引けた姿勢を改め、積極姿勢に転じる。いま一つは、国際通貨危機への対応策としてIMFを舞台に浮上してきた「為替制度の柔軟化」——すなわち、為替変動幅の拡大、さらには変動相場への移行——の動きである。為替制度の柔軟化は共同市場なかでも農業共同市場の根幹を揺がす性格をもっていただけに、フランスは不本意ながらも通貨統合を射程に入れた経済統合の深化に関与せざるを得なくなる。一九六九年一二

月にハーグで欧州首脳会議が開催されて以後、通貨統合——すなわち「経済・通貨同盟」——を最終到達目標に据えた経済統合の大きな流れが形成され、しかもこの流れが曲折はあったものの途絶えることがなかったのは、新たに登場したこれら二つの歴史的要因によるところが大きい。第二の要因をめぐるところについては、筆者はすでに別稿で立ち入った検討をこころみている。⁵⁹⁾ 第一の要因をめぐるところについては稿を改めて論じることにはしたい。

注記

- (1) 権上康男「ウエルナー委員会とフランスの通貨戦略——フランスは「マネタリスト派」であったか」関東学院大学『経済系』第二二七集、二〇〇六年四月、同「スミソニアン体制崩壊後の欧州通貨協力（一九七三—七六年）——「スネイク」改革問題とフランス」『横浜商大論集』第四一卷第二号、二〇〇八年二月。
- (2) 発足当初の経済共同体では、「経済政策」という述語は中央銀行が実施する通貨政策を含むマクロ経済政策の意味で用いられた。「経済政策」と「通貨政策」が経済共同体の用語のなかで区別して用いられるようになるのは、欧州委員会が一九六二年一〇月に策定した「第二段階の行動プログラム」（後出）に中央銀行総裁理事会の設置が盛り込まれて以降のことである。
- (3) 経済共同体内の用語で「協調」とは、域内諸国の相互依存関係の深化を目的とした合意に関係しており、一般にマクロ経済政策に関する合意形成を意味する。これに似た用語として、ほかに「収斂」（convergence）、「調和」（harmonisation）、「協力」（cooperation）がある。「収斂」は域内諸国の経済変数の成長水準ないしは成長率を相互に接近させることを意味するが、広義では財政や通貨などの構造や政策手段を接近させるという意味でも用いられる。「調和」は域内諸国の経済構造に統一性をもたせる目的でなされる合意で、ミクロ経済政策に関連する個別の規制や立法などを相互に接近させる意味で用いられることが多い。最後の「協力」（cooperation）は単なる情報交換を含む協力関係一般を意味する。以上については、Didier Brunel, *La monnaie, Paris, 1992, p.305.* を参照。なお、本書を著した当時の著者ブリュネルはフランス銀行の現職の総務局長であった。

- (4) Archives de la Banque de France (ABF), 1370198301/13. Quelques aspects monétaires du traité de Rome, par S. Postuma, août 1959.
- (5) 新自由主義の歴史的起源とその厳密な定義については、権上康男編著『新自由主義と戦後資本主義——欧米における歴史的経緯』（日本経済評論社、二〇〇六年）を参照。
- (6) Walter Hallstein, "Economic integration and political unity in Europe", a speech delivered at Harvard University on May 22, 1961, cit. by Richard Mayne, *The Community of Europe*, London, 1962, p.128 (R・メイン著／現代研究会訳『ヨーロッパ共同体——その歴史と思想』マイヤモン社、一九六三年、一七〇—一七一頁)；id., *Europe in the making*, London, 1972, p.28. 同じく、ハルシュタインが一九五八年六月四日の通貨委員会の初会合で行なった演説《Allocation prononcée par Mr. le Président Hallstein devant le Comité monétaire consultatif, Bruxelles, 3 juin 1958》(ABF, 1397199802/1) を参照。
- (7) 欧州委員会が一九六二年に作成した「第二段階の行動プログラム」(後出)は次のような書出しで始まっている。「欧州のいわゆる経済統合は本質的に政治的現象である。欧州経済共同体は、欧州石炭鉄鋼共同体および欧州原子力エネルギー共同体とともに、経済および社会領域における政治的同盟を構成する」(傍点は引用者)。ABF, 1397199404/99. Commission de la Communauté Economique Européenne, Memorandum de la Commission sur le programme d'action de la Communauté pendant la 2^{ème} étape, Bruxelles, 24 octobre 1962.
- (8) ABF, 1397199802/1. Allocution de Victor Larock prononcée à l'occasion de la session constitutive du Comité monétaire, Bruxelles, 2 juin 1958.
- (9) トゥールの欧州にたいする考え方や行動は、彼の回想録にも明確に記されている。Charles de Gaulle, *Mémoires d'espoir*, Paris, t.1, 1970, p.173-210. (トゥール著／朝日新聞外報部訳『希望の回想』一九七一年、二三七—二八頁)
- (10) Procès-verbal d'un Conseil de ministres au sujet du traité de Rome, 17 janvier 1962, in Charles de Gaulle, *Lettres, notes et carnets*, janvier 1961-décembre 1963, p.196-197.
- (11) Georges-Henri Soutou, 《Le général de Gaulle et le plan Fouchet》, in *De Gaulle en son siècle*, t.V : *L'Europe, op. cit.*, p.130.
- (12) フーシェ・プランをめぐるベネルクス諸国との外交交渉については、小林正英「欧州統合過程におけるベネルクス三国の外交——フーシェ・プラン交渉を中心にして」『法学政治学論究』第二十七号、一九九五年一月、を参照。

- (13) Paul-Henri Spak, *Combats inachevés, II : De l'espoir à la déception*, Paris, 1969, p.369.
- (14) ABF, 1489200205/18. Le ministère fédéral de l'Economie. *Projet du Bureau européen de la conjoncture* (traduit de l'allemand), Bon, 8 janvier 1959. 以下「シントラー・マルマック案に関する引用はすべてこの覚書(仏語版)から行う」
Idem.
- (16) ドイツの新自由主義についてはかなりの数の邦語文献があるが、なかでも兩宮昭彦『競争秩序のポリティックス——ケインズ経済政策思想の源流』(東京大学出版会、二〇〇五年)を参照。
- (17) ABF, 148920025/18. Direction des Etudes. *Impressions de Pichot*.
- (18) ABF, 1489200205/18. Direction des Etudes, Note sur le projet allemand du Bureau européen de la conjoncture, 11 juin 1959.
- (19) ABF, 1489200205/18. Direction des Etudes, Note sur le projet allemand du Bureau européen de la conjoncture, 11 juin 1959.
- (20) たとえば、前出のポスチューマは「物価が安定していない状況のもとで安定基金を通じて貸出しを行うことに否定的であった。ABF, 137019830/13. *Quelques aspects monétaires du traité de Rome*, par S. Postuma, août 1959.
- (21) フランスでは一九五八年一月に「フランス新自由主義の泰斗リュエフ(Jacques Rueff)を委員長とする政府委員会が財政改革案——通称「リュエフ・プラン」(plan Rueff)——を答申し、政府がその完全実施を決めた。これを契機に海外から大量の資本が還流し、国際収支は急速に改善した。これにより国内市場の緊張は解け、フランスは危機を脱するこゝろができた。権上康男編『新自由主義と戦後資本主義(前掲書)』第八章、を参照。
- (22) ABF, 1489200205/18. CEE. note: *Coordination des politiques de conjoncture*, Bruxelles, 27 juillet 1959.
- (23) ABF, 1397199404/99. Commission de la Communauté Economique Européenne. *Memorandum de la Commission sur le programme d'action de la Communauté pendant la 2^{ème} étape*, Bruxelles, 24 octobre 1962. 同く、島崎久彌『ヨーロッパ通貨統合の展開』(日本経済評論社、一九八七年、一四〇—四六頁)を参照。
- (24) *Idem*, p.88.
- (25) 英語の《monetary policy》に対応するこの用語の訳語としては、一般に「金融政策」が充てられている。しかし金融政策では意味が広すぎるために、本稿では原語に忠実な訳語「通貨政策」を充てている。
- (26) Archives économiques et financières (AEF), B17687. Robert Marjolin, «La coopération monétaire et financière au sein de la Communauté économique européenne», in *Bulletin CEE*, n° 11, novembre 1963.

- (27) 以下、省際委員会に関する引用は、とくに断りのないかぎり以下の史料から行つゝ。ABF, 12489200205/46. Premier ministre. Comité interministériel pour les questions de coopération économique européenne. Examen du mémorandum de la Commission de la CEE sur le programme d'action de la Communauté pendant la deuxième étape. Compte rendu de la réunion du 9 novembre 1962, 16 novembre 1962.
- (28) 戦後のフランスでは五カ年計画が策定され、中央銀行と準公的金融機関との連携による傾斜信用配分と優遇金利によつて経済の誘導が行われていた。
- (29) イギリスは一九六一年の夏から欧州経済共同体への加盟を公式に表明するようになっていた。
- (30) 一九五〇年代における農業共同体構想については、Gilbert Noël, *Du pool vert à la politique agricole commune. Les tentatives de la Communauté agricole européenne entre 1945 et 1955*, Paris, 1988. 廣田愛理「戦後フランスの農業政策とヨーロッパ統合（一九四五―五七年）」廣田功「現代ヨーロッパの社会経済政策——その形成と展開」（日本経済評論社、二〇〇六年）所収、を参照。
- (31) 当時、欧州委員会を代表してフランス政府と折衝していたマルシヨランも、回想録に次のように記している。フランス政府は「共通農業政策が欠けると、ローマ条約はフランスにとつては不利で、共同体の北部の工業諸国とくにドイツにとつては有利になり、深い不均衡を早めることになる」と思ひ込んでおり、「共通農業政策が欠ければ共同市場はフランスにとつて価値がなくなる」と考えていた。Robert Marjolin, *Le travail d'une vie. Mémoires 1911-1986*, Paris, 1986, p.318-320.
- (32) 以上、フランス側から見た共通農業政策の形成過程については、Pierre Barral, *Les agrariens français de Méline à Pisani*, 1968, p. 325 et suiv.; Gilbert Noël, *«Les finalités de la politique agricole commune (1958-1972). Marché et cohésion économique et sociale»*, in Antonio Varsori (éd.), *Inside the European Community. Actors and policies in the European integration 1957-1972*, Barden-Barden/Bruuxelles, 2006. を参照。
- (33) Gilbert Noël, *«Politique agricole commune : l'approche commerciale de la France»*, in *Le rôle des ministères des Finances et de l'Economie dans la construction européenne (1957-1978)*, Actes du colloque tenu à Bercy les 26, 27, 28 mai 1999, t.I, 2002; John S. Keeler, *«De Gaulle et la politique agricole commune de l'Europe : logique et héritages de l'intégration nationaliste»*, in *De Gaulle en son siècle*, t.V. *L'Europe*, Paris, 1992.

- (35) Deutsche Bundesbank, *Fifty Years of the Deutsche Mark: Central Bank and the Currency in Germany since 1948*, Oxford, 1999, p.736 and 744-745.
- (36) AEF, B17687. Ambassade de France à Bonn. Conseiller financier au ministre des Finances, 5 février 1963. 以下、引用は「の文書から行なう」。
- (37) 金融顧問はエミンガーの結論を次のようにまとめている。「通貨の安定を守ることは、欧州経済共同体内では、依然として長く困難な過程になるであろう。協調の仕組みはこの過程を容易にするものの、それに代替することはできない。現行の制度を改善することは有益であるし、望ましいことでもある。しかし、だからといって加盟諸国が通貨政策を実施しながら進むことにはならぬし、また経済政策に関して共通の考えに到達するよう努力しなくて済むことはならない。」(AEF, B17687. Ambassade de France à Bonn. Conseiller financier au ministre des Finances, 5 février 1963.)
- (38) ABF, 149200205/46. Note, 10 décembre 1962.
- (39) 一九六三年五月二二日の通貨委員会におけるフランス銀行副総裁カルウエの発言。ABF, 1489200205/200. Compte rendu du Comité monétaire, session des 21 et 22 mai 1963.
- (40) ABF, 1035200250/10. note : Monnaie, intégration et C.E.E., Bruxelles, octobre-novembre 1964, par F. Boyer de la Giroday.
- (41) ABF, 1397199802/8. Compte rendu du Comité monétaire, session des 12 et 13 mars 1964.
- (42) ABF, 1489200205/205. Septième rapport d'activité du Comité monétaire, 15 mars 1965.
- (43) *R. Marjolin, op. cit.*, p.342.
- (44) J.T.S. Keeler, *op. cit.*, p.155.
- (45) ABF, 1489200205/205. Septième rapport d'activité du Comité monétaire, 15 mars 1965.
- (46) *Idem.*
- (47) 以下、当日の通貨委員会からの引用はすべて以下の会議記録に拠る。ABF, 1489200205/200. Compte rendu du Comité monétaire, session des 21 et 22 mai 1963.
- (48) ABF, 1489200205/206. CEE. Sixième rapport d'activité du Comité monétaire, Bruxelles, 15 avril 1964.
- (49) 二〇〇三年二月九日、フランス学士院で開催された「ロベール・マルジョラン・ミンホジウム」で元欧州委員会経済構造・開発局長アルベル (Michel Albert) が行った証言。Michel Albert, « Robert Marjolin et la coordination des

- politiques économiques dans la CEE》, in *Colloque Robert Marjolin*, à l'Institut de France, 9 décembre 2003.
- (49) ABF, 1035200205/10. Monnaie, intégration et C.E.E., octobre-novembre 1964, par F. Boyer de la Giroday. なお、この覚書はフランス銀行次席副総裁クラビエの意見を求めるために、極秘に十一月九日付でクラビエに送られている。
- (50) ABF, 1489200205/200. Compte rendu du Comité monétaire, session du 3 novembre 1964. 以下、一九六四年十一月三日の通貨委員会の会合からの引用はすべてこの会議記録から行っている。
- (51) *L'Année politique*, 1965, p.265.
- (52) 正確に言えば、ドミロールはすでに五月から、閣僚たちにたいして外国で開催される会議への出席を控えるよう求めていた。
- (53) W. Hallstein, *Europe in the Making*, op. cit.; R. Marjolin, op. cit., p.264.
- (54) J.T.S. Keeler, op. cit., p.160.
- (55) Archives nationales, 5AG2/1036. note manuscrite, signé par Michel Debré, s.d.
- (56) AEF, B12544. note pour le Ministre : Possibilités et limites d'un renforcement de la coopération monétaire entre les pays du Marché commun, 20 octobre 1969, signé par René Larré. なお、ドイツ連邦銀行理事クルースケも同様の評価を行なっている。
- Deutsche Bundesbank, *Währung und Wirtschaft in Deutschland 1876-1975*, Frankfurt am Main, 1976, S. 761. (ドイツ・ブンデスバンク編／呉文二、由良玄太郎監訳、日本銀行金融史研究会訳『ドイツの通貨と経済——一八七六一一九七五年』東洋経済新報社、一九八四年、九二二頁)
- (57) 本稿、注(7)を参照。
- (58) ただし欧州委員会の内部でも、委員長のハルシュタインと副委員長のマルジョランは、欧州統合の理念および統合の手法をめぐって対立関係にあった。ハルシュタインは、ひとたび共同市場の建設を決定したからには欧州は経済同盟、政治同盟に向かわねばならず、また向かうはずであるとす。マルジョランの方は、このハルシュタインの主張を「鹵軍理論」(théorie de l'engrenage)と批判し、統合にたいして常に現実主義的なアプローチをとらうとしていた。
- R.Marjolin, op. cit. p.264-267 et 312.
- (59) 権上「ヴェルナー委員会とフランスの通貨戦略(前掲論文)」。